

2015年3月



葵総合経営センターだより

特集

- ・『平成27年度税制改正大綱の概要』
- ・『2015年度 介護保険制度改正』

について

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012
名古屋市中区千代田三丁目14番22号
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com
URL <http://www.aoi-cms.com/>



「春の使者」
牛場塗装 牛場建一氏 撮影

目次

2	マイナンバー	12	Windows 7サポート終了!?
3	確定申告の際、誤りの多い事例	13	名古屋大学女子学生事件
4	平成27年度税制改正大綱の概要	14	(随想) 後藤健二さんを悼みつつ思う
8	年金事務所の社会保険調査より		
10	2015年度 介護保険制度改正について		

No.550

マイナンバー

センター代表 杉浦 康晴

年が明けてから早くも2ヶ月が過ぎました。この2ヶ月の間には衝撃的なニュースが日本国内外に流れました。ISISに人質として捕らわれていた後藤さん、湯川さんが殺害されたことは日本国民にとって大変衝撃的でした。中東情勢についてなかなか深い馴染みがないだけに一気にISISの存在の脅威が身近に感じられたのではないのでしょうか。

この報道により、ジャーナリズムの役割についても多く討議されることとなりました。

ISISの現状は多くのジャーナリストにより伝えられているのも事実です。考えさせられるとともに、殺害されたジャーナリストの方々が命の大切さについても伝えてくれたことを忘れてはいけないと思います。

さて、話は変わりますが、いよいよ「マイナンバー制度」（社会保障と税番号制度）の運用が来年1月より始まります。今年の10月から各人のマイナンバーが記載された「通知カード」が市町村から送付され、平成28年1月以降、市区町村に申請すると「個人番号カード」の交付を受けることができます。この「個人番号カード」にもマイナンバーが記載されますので、そこでも「マイナンバー」を確認できます。国の行政機関や地方公共団体などにおいて、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。

このため、国民の皆様には、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当そ

の他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

所得税の確定申告の場合、平成29年2～3月に行う平成28年分の確定申告からマイナンバーを記載することになります。また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされている場合もあります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。なお、行政機関等がどのような場面でマイナンバーを利用するかについては、法律や条例で細かく定められており、それ以外に利用することは禁止されています。実際の運用に向けて我々の業界も慌ただしくなってきました。書式等の変更に伴い、給与ソフト等の変更をはじめ、実務対応に向け着々と準備を進めております。

内閣府は、民間の事業者向けにマイナンバーの取り扱いに関して、個人情報管理方法など注意を呼び掛けています。今後はマイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要になります。



確定申告の際、誤りの多い事例

葵総合税理士法人 梅田 裕二

《国外所得の申告漏れ》

居住者（非永住者以外の者）は、海外で得た所得を合わせて申告する必要があります。

《副収入の申告漏れ》

インターネットによるサイドビジネスなどで得た所得についても合わせて申告する必要があります。

《一時所得の申告漏れ》

生命保険会社などから、満期金や一時金を受け取られた方は、その収入が一時所得として申告する必要がないか、生命保険会社などから送付された書類で、もう一度確認してください。

《医療費控除の計算誤り》

薬局で購入した日用品については、医療費控除の対象になりません。

高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金や生命保険会社・損害保険会社からの入院給付金などで補てんされる金額は、支払った医療費の額から差し引きます。

《地震保険料控除の適用誤り》

地震等損害保険契約以外の保険料について地震保険料控除の適用はありません（平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等を除きます。）。

《寡婦控除、寡夫控除の適用漏れ》

寡婦、寡夫に該当する方は「寡婦控除」、「寡夫控除」が受けられます。

《配偶者特別控除の適用誤り》

合計所得金額が1,000万円を超えている方は「配偶者特別控除」を受けることができません。また、配偶者控除を受ける方（配偶者の合計所得金額が38万円以下の方）は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

《復興特別所得税額の記載漏れ》

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。なお、還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

◇ご不明な点は税理士法人担当者までお問い合わせください。

<国税庁HPより抜粋>

平成27年度税制改正大綱の概要

税理士 三宅 正人

平成27年度税制改正の大綱が1月14日に閣議決定されました。大綱では「成長志向に重点を置いた法人税改革」、「高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化」、「企業の地方拠点強化」、「結婚・子育て支援」等が基本的な考え方として示されています。主な項目は以下のとおりです。なお、今後の国会の審議によっては、改正案の修正等があることをご承知おきください。

《 1 個人所得課税 》

(1) NISAの拡充

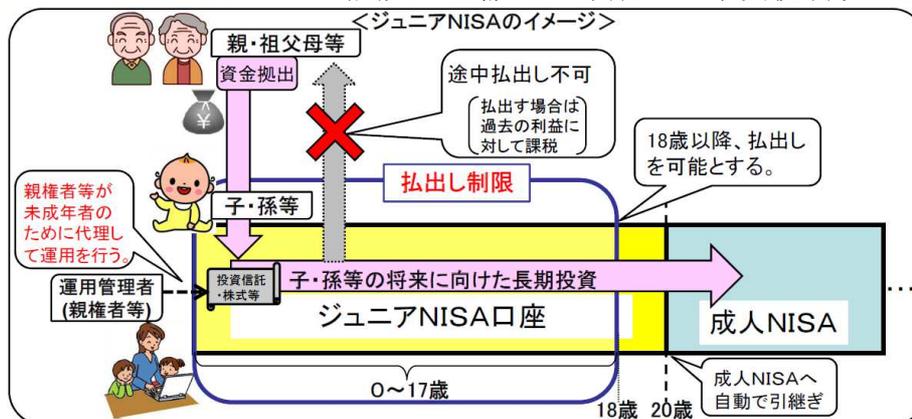
イ ジュニアNISA（仮称）が創設されます

○ジュニアNISAの概要

項目	摘要
制度を利用できる者	0歳から19歳の居住者等
年間投資上限額	80万円
非課税対象	上場株式、公募株式投信等（成人NISAに準ずる）
投資可能期間	平成28年から平成35年まで（終了時期は成人NISAに準ずる） 平成36年以降も口座開設者が20歳に達するまでは非課税保有を継続
非課税期間	投資した年から最長5年間（成人NISAに準ずる）
運用管理	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用 18歳まで払出し制限あり （災害等やむを得ない場合は非課税での払出し可能）

（金融庁「平成27年度税制改正要望項目」を一部編集）

○ジュニアNISAのイメージ（出典：金融庁「平成27年度税制改正要望項目」）



ロ 成人NISAの年間投資上限額が現行の100万円から120万円に引き上げられます

(2) 住宅ローン減税等の拡充制度の適用期限が平成31年6月30日まで(1年半)延長されます

(3) 「出国税」(通称)といわれるものが創設されます

時価1億円以上の有価証券等を有するほか一定の要件に該当する居住者が、平成27年7月1日以後に国外に転出する場合、その転出時にその有価証券等を譲渡したものとみなして課税する制度が創設されます。この国外転出には、外国に移住する場合のほか国外転勤の場合も含まれます。対象者は日本人に限定されません。

(4) ふるさと納税制度の整備・拡充が行われます

イ 特例控除限度額(個人住民税所得割額に係るもの)が1割から2割に上げられます

ロ (確定申告不要)給与所得者等がふるさと納税を行う場合、ワンストップで控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が導入されます。

具体的には、ふるさと納税の寄附(受入れ)先である区市町村が、寄附者が居住する市町村の住民課税課に必要事項を通知する形で行われます。

ハ 返礼品(特産品)について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を地方団体に要請することとされます。

(5) 扶養控除等の適用を受ける親族が日本国外に居住する場合、その親族であることを示す書類及び生活費や教育費に充てるために送金したことを明らかにする書類を添付又は提示することが義務化されます

《 2 個人資産課税 》

(1) 住宅取得資金に係る贈与税の非課税制度の延長・拡充が行われます

イ 直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税を非課税とする制度の適用期限が平成31年6月30日まで延長されます。

ロ 非課税限度額が契約締結時期や良質な住宅用家屋かどうかの区分に応じて、最大3千万円まで拡充されます。

(2) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度が創設されます

親や祖父母がその子や孫の結婚・出産・育児に要する費用を一括して贈与した場合に贈与税を非課税とする制度が創設されます。

【 制度の概要 】

項目	摘要
利用できる者(受贈者)	20歳以上50歳未満の者
資金の拠出者(贈与者)	受贈者の直系尊属(親、祖父母等)
非課税限度額	受贈者ごとに1,000万円(結婚費用の場合は300万円)まで
非課税期間(拠出期間)	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

払出し可能な用途	次の結婚・子育て資金 ①婚礼費用（結婚披露の費用を含みます）、住居費用、引越し費用（一定のもの） ②妊娠に要する費用、出産費用、子の医療費及び保育料（一定のもの）
非課税手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・受贈者は本特例の適用を受ける旨の申告書を金融機関経由で税務署長に提出 ・贈与者が金融機関に信託し、受贈者は結婚等により資金が必要となった都度引き出し ・受贈者は払い出した金銭を結婚等の費用の支払いに充てたことを証する書類を金融機関に提出
終了事由	<ul style="list-style-type: none"> ・受贈者が50歳に達した場合 ・受贈者が死亡した場合 ・信託財産等の価額が零となった場合で金融機関との間の資金管理契約終了の合意があったとき
終了時の取扱い	使い残し（拠出額から結婚・子育てに要した支出額を控除した残額）に対しては贈与税を課税（受贈者の死亡によるものを除く）

※現行の贈与税の取扱いでも、夫婦、親子などが生活費や教育費として必要な都度、直接これらに充てるために受ける財産について贈与税は課税されません（贈与を受けた資金を預金した場合や株式や不動産の購入資金に充てている場合は課税されます。国税庁ホームページ・タックスアンサー「No. 4405贈与税がかからない場合」）。

（3）教育資金の一括贈与を行った場合の贈与税の非課税制度について、一部の見直しが行われるとともに適用期限が平成31年3月31日まで延長されます

《 《 3 法人課税 》 》

（1）法人税の税率が25.5%から23.9%に引き下げられます

中小企業の軽減税率（所得金額のうち年800万円以下の部分に対する15%）や公益法人等、協同組合等の軽減税率（所得金額のうち年800万円以下の部分に対する15%年800万円を超える部分に対する19%）もそのまま2年延長されます。

（2）当年度の所得金額から控除する繰越欠損金について、控除できる限度額が控除前所得金額の現行80%から65%（29年度からは50%）に引き下げられます

中小企業者については従来どおり控除前所得の100%を控除できます。なお、青色欠損金の繰越期間が現行9年から10年に延長されます。

（3）受取配当の益金不算入制度に関して、益金不算入割合の見直しが行われます。また、現在その95%が益金不算入とされる外国子会社からの配当について、その益金不算入の対象となる配当について見直しが行われます

（4）租税特別措置法関係

イ 特定資産の買換えの場合の課税の特例の見直しが行われます

この特例措置のうち、最も適用する機会が多い長期保有土地等を買換える場合の特例が、平成29年3月31日まで延長されます。また、地方から大都市への買換えについては圧縮率を引き下げるとともに買換資産から機械装置とコンテナ用貨車が除外されます。

□ 地方拠点強化税制が創設されます

本社が地方（東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部以外の地域）にある企業が建物等を取得した場合の特例措置（税額控除、特別償却）が創設されます（さらに本社を東京23区から地方に移転させた上で建物等を取得した場合は、税額控除、特別償却が割増しされます。）。雇用促進税制について、地方における雇用者を増加させた場合には控除税額を上乗せする改正も行われます。

《《 4 消費税 》》

（1）外国人旅行者向けの消費税免税手続きが簡素化されます

外国人旅行者が商店街やショッピングモールで免税品を購入する場合、店舗ごとに行っていた免税手続きをその商店街等に設置された「免税手続きカウンター」でまとめて行うことができるようになります。また、外航クルーズ船が寄港する港湾施設に臨時免税店を設置できる制度も導入されます。

（2）国境を越えた役務の提供（サービス）について「リバースチャージ方式」が導入されます

国外から配信される電子書籍、音楽、広告等のサービスや国外事業者が日本国内で行う芸能・スポーツ等に関する消費税の納税義務者を、サービス等を受ける国内の事業者に転換する「リバースチャージ方式」が導入されます。その他内外判定基準について所要の改正が行われます。

（3）税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日となります

《《 5 その他 》》

（1）財産債務明細書の提出基準と名称等の変更が行われます

提出基準が従来の「所得2千万円超」から「所得2千万円超、かつ保有する総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上」に変更されます。

（名称も「財産債務調書」となります。）

また、所得税、相続税の申告漏れがあった場合、財産債務調書に記載がある部分については、過少（無）申告加算税を軽減する（逆に不提出や記載不備がある部分は加重する）制度が導入されます。これらの改正は平成28年1月1日以降に提出すべき財産債務調書から適用されます。

（2）法人事業税に係る外形標準課税について、付加価値割、資本割、所得割の比率の見直しや標準税率の改正が行われます

年金事務所の社会保険調査より

葵労務管理事務所 鍵谷 辰也

近年、年金事務所の調査が活発に行われています。茶色の定形封筒に「日本年金機構」と印刷され、赤い文字で「重要書類在中」と明記された便りを受け取った事業主様もお見えになると思います。

年金事務所の調査とは、いったいどのようなものなのでしょうか。

判別すると、2つに分類されます。いずれも指定の日時（事前に連絡すれば変更可能）に、年金事務所に於いて、指定の書類を持参して調査を受ける形態になります。

1. 「新規適用調査」

初めて厚生年金保険等の適用を受けた事業所に対する調査です。

内容は届出などが適正にされていて、給料から適正な保険料を控除しているかを調査します。これは新規適用手続き後、早くても3ヶ月くらい経過後に調査案内が届くようです。

2. 「適用調査」

今回はこちらの調査について項目ごとにお知らせいたします。

この調査は適用後、だいたい4年か5年に1回の割合で調査案内が届きます。健康保険及び厚生年金保険被保険者の資格及び報酬等が適正であるかの調査になります。

調査項目を要約すると、

- ① 加入すべき人の加入漏れはないか。加入日は適正か
- ② 毎年4月・5月・6月の算定基礎届の報

告の給料額、及び保険料控除は適正か

- ③ 賞与支給の状況「賞与支払届」の届出手続きを行ったか、保険料控除は適正か
その他、昇給等による「月額変更届」など必要な届出が行われているか、などをチェックします。

要点①

加入漏れはないか

パート職員などの短時間勤務の人の加入要件については、以下が現在の目安です。

- (1) 2ヶ月以上の雇用期間がある場合
- (2) 1日または1週間の所定労働時間が正職員の概ね4分の3以上の場合
- (3) 1ヶ月の所定労働日数が正職員の概ね4分の3以上の場合

パート職員も、以上の条件を3つとも満たしている場合は加入しなければなりません。

加入は当人の意思に関係なく事業主として加入させなければいけません。これに違反すると「6ヶ月以上の懲役、または、50万円以下の罰金」と法律で定められています。

調査において、違反が見つかり年金事務所から指摘された場合、本来は罰則が適用されますが、実際にいきなり罰則が適用されることはありません。

実際は過去（最長2年間に遡って、指摘事項を適正な取り扱いに是正するように命じられます。指摘事項を是正することにより、事業所には追加の保険料納付という金銭的負

担が生じる可能性があります。過去最長2年間分の保険料の追加徴収ともなれば、相当の負担額になることがあります。決して甘くはない厳しい現実があります。

ただし、パート職員等の社会保険加入には困る例があります。

それは入社当初は社会保険の加入要件を満たしておらず、その後、勤務時間が増加して条件を満たすようになった場合です。

この場合は、勤務時間が増加したことが一時的なのか、恒常的なのかを検証する必要があります。一時的な増加なら加入させる必要はありませんが、それが長く続く（3ヶ月）ようになると「恒常的」と判断され加入是正を求められることとなります。

実態として、パート職員だからということで、加入させていないというケースはあります。パート職員の加入状況はタイムカードの勤務実態等から重点的に調査されますので、通常時よりパート職員の勤務については気を付けておくようにして下さい。

逆のケースとして、加入要件に3つとも該当することが必要ですので、1つでも要件が欠落していると、加入できない扱いになります。したがって、本来加入できない勤務（休職中などの理由の場合は除く）なのに、加入をしていた場合には資格喪失届を行うように是正指示を受けることもあります。

要点②

入社時より社会保険に加入しているか

試用期間中は、保険加入を見合わせる事業所が現在も見受けられます。常勤として雇用した場合には、加入は原則入社日からとなります。試用期間中は保険加入はさせないという言い分は通用しません。これも年金事務所

の調査では重視するポイントの一つですので注意して下さい。

要点③

標準報酬月額が適正かどうか

毎年7月届出の「算定基礎届」において、社会保険料の決定は、通常毎年4月・5月・6月に支給される各月の給与総額の平均値によって決まります。その給与総額は正しく届出されているか（非課税となる「通勤手当」を含めた額になっているか）をチェックします。

保険料を給与から控除する場合は、保険料額表より、事業所が、各人の決定された標準報酬月額により算出することとなります。年金事務所の調査では、適正な保険料を控除しているかどうかを見ます。毎年厚生年金保険料の料率改訂が9月分に行われます。健康保険や介護保険料の改訂は3月か4月に行われることがありますので、保険料率の改訂時には注意して正しい控除計算をして下さい。

賞与支給時には、「賞与支払届」の届出を行なわれているかチェックされます。年金事務所は各事業所からの届出により保険料を算出しています。賞与計算での保険料控除は、月額保険料のように定まった保険料ではなく、各人の支給された賞与額により保険料を算出することとなりますので、支給日における保険料率を確認して、適正な保険料を控除して下さい。

年金事務所の調査は、何年かに1回必ずあるものです。今後は更に厳格な加入を徹底していく方針の下、実施されるようです。普段より適正な加入手続きと、適正な届出そして保険料控除を心掛けておく必要があります。

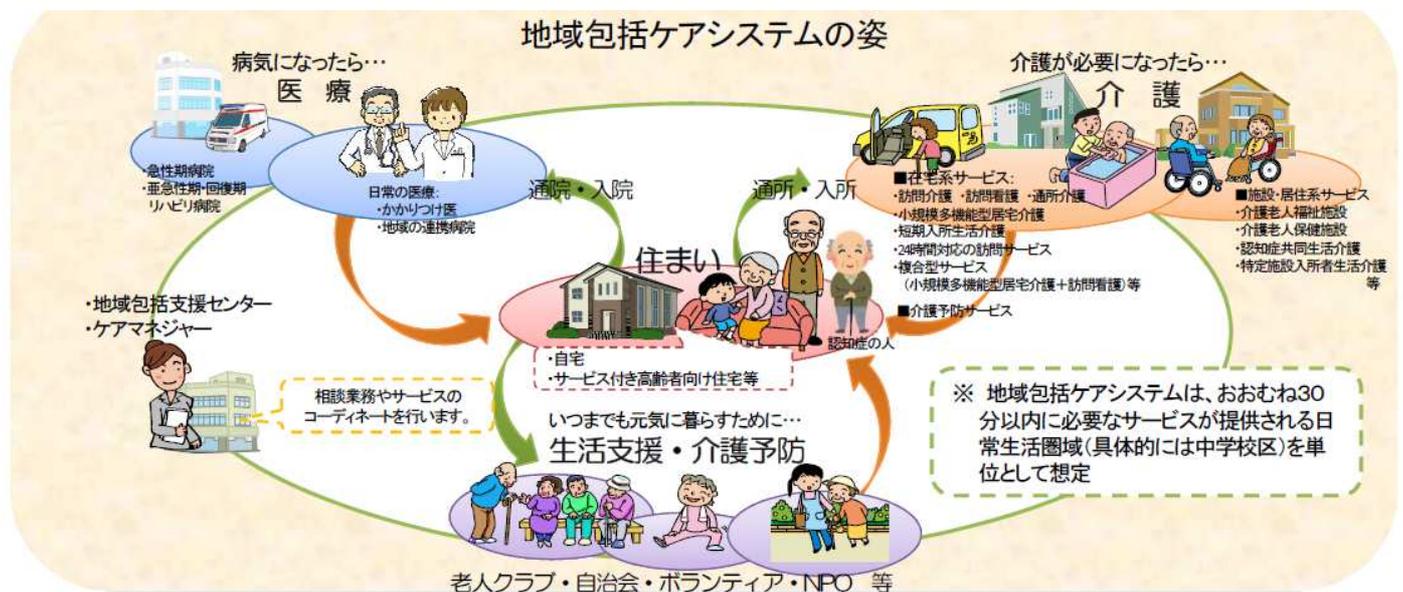
2015年度 介護保険制度改定について

㈱葵経営コンサルタント 杉浦 将人

今年4月に介護保険制度が改定されます。介護報酬が3年ごと、介護保険制度が5年ごとに見直されますが、今年は報酬と制度の両方が改定される年となり、特に大きな改定のタイミングとなります。厚労省は、市町村や都道府県が地域の自主性や主体性によって作り上げられる「地域包括ケアシステム」（図1）の2025年構築を推進しており、今回の居宅介護サービスの市町村の権限拡大などは、まさにその方向性を汲んだものとなっています。そこで以下、今改定の特徴的な内容についてご案内します。

図1：地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
地域包括支援ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



(出典：厚労省ホームページ)

1) 介護報酬は9年ぶりにマイナス改定

消費税率10%への引き上げが先送りになった影響で、介護報酬は2.27%のマイナス改定になります。内訳は「介護職員処遇改善加算の拡充(+1.65%)」「中重度の要介護者や認知症高齢者に対して良好なサービスを提供する事業所や地域に密着した小規模な事業所に対する加算(+0.56%)」、「収支状況などを踏まえた適正化等(-4.48%)」といった内訳になっています。評価基準を明確に示し、基準を満たさない事業所はマイナス改定の影響を大きく受けることとなります。

一方、サービス利用者には、介護報酬が下がった分だけ利用料は安くなることとなります。

2) 居宅介護サービスの市町村権限を拡大

要支援者（要支援1または2の認定を受けた方）が利用する介護予防訪問介護（訪問ヘルパー）および介護予防通所介護（デイサービス）は、これまで介護保険の制度において予防給付という位置づけでしたが、切り離され、市町村主体の「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されます（2015～2017年度の移行期間猶予あり）。また、2016年からは定員18名以下の小規模通所介護事業（デイサービス）は地域密着型サービスに位置づけられることが決まりました。

これは指定権限が都道府県から市町村へと移管されることを意味しており、たとえば事業所の数が必要数に足りたと市町村が判断すれば、それ以上事業所を増やさないように調整できるようになり、事実上新規の開設に規制がかかることとなります。

3) 施設サービスごとの評価基準の明確化

特別養護老人ホームは原則要介護度3以上の方しか入所できなくなり、中重度の在宅生活困難者の支援施設として重点化を図られます。介護老人保健施設では引き続き「在宅強化型」、「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」といった基準が設けられ、在宅復帰施設としての機能を果たす施設が高く評価されます。特定施設入居者生活介護は、介護度や医療依存度が重度の方を受入れることが求められ、新設の「認知症専門ケア加算」、「看取り介護加算」など手厚い看護介護に対して重点的に評価されることとなります。

介護サービスが必要となる高齢者は今後も増加傾向にあります。しかし国の財政基盤が不安定ななか、介護報酬は今後も引き下げられる方向にあると考えます。よって現在介護事業者には、地域の介護ニーズをしっかりと認識し、自らの経営資源や強みを明確に意識し、競合との力関係を考慮しながら、より戦略的な経営を行うことの必要性が増していると考えます。

Windows 7サポート終了！？

株式会社コスモシステム 大内 利幸

◆Windows 7サポート終了のニュース

1月中旬、一部のメディアにて「Windows 7 サポート終了」という見出しのニュースが掲載されていました。見出しは読者に対して誤解を与えかねない表現かも知れませんが、Windows 7のサポートは既に終了しています。内容としては、「Windows 7のメインストリームサポートは2015年1月13日（米国時間）に終了しました。」と、いうものです。

◆2つのサポート期間

マイクロソフト社の製品サポートとしては「メインストリームサポート」、「延長サポート」の2つが提供されています。

「メインストリームサポート」は製品発売後、最低5年間、「延長サポート」はメインストリームサポート終了後、最低5年間と設定されています。また、サポート内容についても違いがあります。メインストリームサポート期間中においては**機能改善や新機能の追加などが行われますが、延長サポート期間ではセキュリティ事項に関する更新プログラム以外は基本的に提供されません。**

今回、ニュースとして取り上げられた『サポート終了』は、「メインストリームサポート」終了であり、現在でも「延長サポート」の対象期間となっています。（右図参照）

◆Windows 7の今後

前述の通り、今後最低5年間は延長サポート期間でとなり、セキュリティ更新プログラムは提供されますので、セキュリティ面では問題ないと思われます。ただし、Windows 8/8.1向けに新しいインターネットエクスプローラーが提供されたとしても、Windows 7に対しては提供されない可能性があります。（新機能という扱いになる可能性があります。）

今まで使用されていた中で、特段の不满等がなければ、延長サポート期間中は使用を続けても問題ないと思われます。

	メインストリームサポート	延長サポート	サポート終了後
仕様変更、新機能のリクエスト	○	×	×
セキュリティ更新プログラムサポート	○	○	×
セキュリティ関連以外の修正プログラム作成の新規リクエスト	○	+	×
無償サポート ライセンス、ライセンスプログラムおよび、 その他の無償サポートを含む	○	×	×
有償サポート インシデント サポート時間制サポート	○	○	×
サポート対象の製品カテゴリ	全製品	ビジネス開発製品のみ	全製品

○ 対象 × 対象外 + 企業向けの一部のみ対象

参照：[Windows 7 メインストリーム サポート終了のお知らせ]
(マイクロソフト社HP)
<http://www.microsoft.com/ja-jp/windows/lifecycle/eos/consumer/default.aspx>

名古屋大学女子学生事件

弁護士 長谷川 留美子

名古屋大学の女子学生が殺人事件で逮捕されました。この事件では、たまたま事件発覚後に我が家の次男が現場近くを通りかかり、テレビ局のインタビューを受けるという偶然がありました。放映はされませんでした。

ところで、かの女子学生は19歳のため、少年法が適用されます。20歳未満の者を「少年」といい、少年の可塑性に鑑みて、少年法は少年の刑事事件について特別の規定を設けています。

成人では、罪を犯すと、逮捕の後勾留されて検察官によって地方裁判所（一定の軽い罪では簡易裁判所）に起訴されます。

一方、少年（14歳以上）の場合は、逮捕の後勾留されることもありますが、勾留に代えて少年鑑別所に送るなどの観護措置がとられることもあります。その後、まず検察官から家庭裁判所に送られます。

家庭裁判所では、調査の後審判が行われるのが通常ですが、例外として、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、家庭裁判所は検察官に送致しなければなりません。又、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すときに16歳以上の少年に係るものについては、調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるとき以外

は、必ず検察官に送致しなければなりません。これらを「逆送」と言います。逆送を受けた検察官は、概ね地方裁判所に起訴することになります。

なお、家庭裁判所は、調査の結果本人が20歳以上であることが判明したときも、検察官に送致しなければなりません。19歳の終わりころに罪を犯すと、逮捕、勾留、家庭裁判所の調査中に20歳になってしまい、検察官送致となってしまいます。ただし、罪を犯すときに18歳未満の者に対しては、死刑は無期刑になるなどの制限は残ります。

さて、前記女子学生の事件では、逮捕の後勾留され、検察官が家庭裁判所に送る前に、裁判所に対して「鑑定留置」を請求したとの報道がありました。鑑定留置とは、心神又は身体に関する鑑定をするために必要があるとき、期間を定めて病院その他の相当な場所に留置するものです。鑑定留置状が執行されたときは、留置されている間、勾留の執行は停止されます。これらは、成人でも少年でも同じです。刑事責任能力があるかどうかの鑑定が行われるものと思います。



後藤健二さんを悼みつつ想うこと

会長 杉浦 正康

後藤健二さんが、「イスラム国」によって人質として捕えられ最終的に殺されてしまった事件は忘れようにも忘れられない大変大きなショックを日本国民に与えました。

「イスラム国」はやはり人間性のかげらもない狂気の集団に過ぎないことが段々とはつきりしてきました。

どうしてこのような非道な人間集団が出来てしまったのかについては遠因から考えなければならぬのですが、あまりにも大きな問題になりますのでここでは直接的な原因だけにしたいと思います。一つは旧ソ連がアフガニスタンに侵攻したこと、そしてもう一つはアメリカのブッシュ氏が9. 11に激怒したあまり、ありもしない秘密兵器を保有しているからとフセインのイラクを攻撃したことのふたつの大国の理不尽な行為が契機になったことは容易に推定できます。アルカイダを中心とした彼らテロ集団はイスラム教を名乗りながらその教義とは無縁の行動を行っています。そして彼らなりの戦略戦術によって計画的に一部地域を占拠することに成功し「国」を名乗るところまで勢力を広げていますし、最終的には世界を支配することを目標にしています。

後藤健二さんはそのような集団の支配する危険な地域に敢えて入り、住民とりわけ子供たちがどのような生活をしているかの実態を取材し、それを日本や世界の人たちに知らせようとしたわけです。3度まで外務省から渡

航を思いとどまるよう勧告を受けたそうですが、それを押し切って現地入りしそして取材を続け実態をみんなに知らせたいとの強い信念からの行動だったようです。

ここで重要なことは、大手のメディアは日本に限らず危険な地域に記者やカメラマンを派遣しないということです。そのため我々に現地の状況を知らせてくれるのは一匹狼的な勇敢な記者が中心にならざるを得ないので、それと同時にその種の記事が貴重なものとして大手のメディアが高く買ってくれるという問題もあります。要は一般の読者がこのような記事を読みたがっている(需要がある)ということなのです。先進国の一部のメディアはこのような記事を一切買わないという方針を貫いているところもあるとのことですが、それもひとつの見識かも知れません。需要がなければそのような危険な地域に敢えて入る記者は極めて少なくなるであろうことは容易に想像ができます。

人間の「知りたい欲求」に制限を加えることがはたして良いことなのかどうかという難しい問題が出てきますが、本人だけでなく国を挙げての大きな犠牲と損害が想定されるのであれば、「知りたい欲求」を多少制限するのもやむを得ないのかも知れません。後藤健二さんの使命感と自己犠牲的な高邁な行動を讃えるとともに残念な殺され方をされたことに対して心から哀悼の意を捧げるとともに、今後の在り方を考えてみる必要があると思います。